





第八条第四項の表を次のように改める。

不具産疾	金額
第一款症	三二〇、〇〇〇円
第二款症	二六五、〇〇〇円

第三款症	三三七、〇〇〇円
------	----------

第八条第五項の表を次のように改める。

下具産疾	年金額
特別項症	第一項症の年金額に七五、二五〇円以内の額を加えた額
第一項症	一五〇、五〇〇円
第二項症	一二二、〇〇〇円
第三項症	九八、〇〇〇円
第四項症	七三、五〇〇円
第五項症	五七、〇〇〇円

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という)第八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金(死亡した者の配偶者、子、不具産疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「五千九百十円」を「七千六百七十円」に改める。

月	年	齡	の	区	分
昭和四十年十月分から	六十歳未満	六十五歳以上	七十五歳未満	六十五歳以上	六十歳未満
昭和四十一年六月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円	八万五千円	七万一千五百円
昭和四十二年一月分から	七万一千円	八万五千円	八万一千五百円	八万一千五百円	七万一千五百円

月	年	齡	の	区	分
昭和四十年十月分から	六十五歳未満	六十五歳以上	七十五歳未満	六十五歳以上	六十歳未満
昭和四十一年六月分まで	三万九千円	四万七百五十円	四万七百五十円	三万九千円	三万五千五百円
昭和四十二年一月分から	三万九千円	四万七百五十円	四万七百五十円	三万五千五百円	三万五千五百円
昭和四十三年六月分まで	四万七百五十円	四万七百五十円	四万七百五十円	四万七百五十円	四万七百五十円

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則 第二十四項中「遺族給与金」の下に「、遺族一時金」を加える。

2 死亡した者の配偶者、子、不具産疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分

母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分

の月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

(未帰還者留守家族手帳法の一部改正に伴う  
経過措置)

当（未帰還者の配偶者・子・不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等

援護法第八条中「一七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

なれど、厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進をはかるため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを戦傷病者相談員に委託することができる」といたしました。

遺族が死亡されている場合等で、あとに戦没者の子があるときは、その子に対しても特別弔慰金を支給することといたしました。

第二に、この特別弔慰金は、三万円とし、十年以内に償還すべき無利子の記名国債をもつて交付

月	分	年齢区分	年齢区分	年齢区分
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	昭和四十一年七月分から 昭和四十二年一月分まで	六十歳未満	六十五歳未満	六十五歳以上
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	昭和四十一年七月分から 昭和四十二年一月分まで	五千九百十円	六千五百円	七千五百円
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	昭和四十一年七月分から 昭和四十二年一月分まで	五千九百十円	六千七百九円	六千七百九円
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	昭和四十一年七月分から 昭和四十二年一月分まで	五千九百十円	六千七百九円	六千七百九円

未帰還者の配偶者、子、不具施設の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応する

それぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

年	齡	の	区	分
六十五歳未満	七十五歳以上			
六千五百円	六千七百九十九円			
六千七百九十九円	六千七百九十九円			
六千七百九十九円	六千七百九十九円			

最近の経済情勢にからかひ、難傷病者及び慰没者の遺族等について、障害年金、遺族年金等の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣神田博君。

○**神田国務大臣**　ただいま議題となりました戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について、障害年金、遺族年金等の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

これ、昨年その一部が改正され、戦傷病者に対する援護内容の改善が行なわれたところであります。が、今般さらにその内容の充実をはかることいたしまして、この法律案を提案することいたしました。次第であります。

次に、二つ去筆姿の問題で一つは節約用、二つは

この方法の根柢について御詒仰いたし  
ます。

○**神田国務大臣** ただいま議題となりました戦傷病者特別保護法の一部を改正する法律案につきま  
相談業務を委託することについてであります。す  
改正の第一点は、戦傷病者相談員に戦傷病者の

思ひますのは、これらどうとい犠牲となられた戦没者の方々のことであり、また肉親を失われた御遺族の心情であります。本年は、あたかも終戦二十周年に当たりますので、国として弔慰のためこれら遺族の方々に特別弔慰金を支給する必要があると考え、この法案を提出することとした次第であります。

まず、第一に、本年四月一日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受けた遺族に付し、現に恩給法による公務扶助料等の給付を受けている者がない場合に限り、特別弔慰金を支給

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。この改正は、恩給法等の一部改定による傷病賃給及び公務扶助料の増額に関連いたしまして、障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給付金の額を増額いたすこととしたものであります。増額の程度、増額の実施時期等につきましては、恩給法のそれにならっております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。この改正は、留守家族手当の額を、他

月		年齢の区分		月	
分	年齢未満	六十五歳以上	年	分	
六十歳未満	六十五歳未満	六十五歳以上	六十歳未満	六十五歳未満	六十五歳以上
五千九百四十円	六千五百円	六千七百九十九円	五千九百四十円	六千七百九十九円	六千七百九十九円
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	昭和四十一年七月分から 同年十二月分まで	昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	昭和四十二年一月分から	昭和四十二年一月分から	昭和四十二年一月分から
六十五歳未満	七十歳未満	七十五歳以上	六十五歳未満	七十五歳以上	七十五歳以上
六千五百円	六千七百九十九円	七千八十八円	六千五百円	六千七百九十九円	七千八十八円
六十五歳未満	七十歳未満	七十五歳以上	六十五歳未満	七十歳未満	七十五歳以上
六千五百九十九円	六千七百九十九円	六千七百九十九円	六千五百九十九円	六千七百九十九円	六千七百九十九円
昭和四十年十月分から 同年十二月分まで	昭和四十一年一月分から 同年十二月分まで	昭和四十二年一月分から	昭和四十二年一月分から	昭和四十二年一月分から	昭和四十二年一月分から

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者 戦没者遺族 未帰還者留守家族等に對しましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守家族等援護法によりまして各般の措置が講ぜられてまいりましたが、今般これららの援護措置の内容の改善をはかることとし、別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案とも関連いたしましてこの法律案を提出する運びとなつた次第であります。

制度との均衡を考慮いたしまして増額することあります。

右のほか条文の整理等、所要の改正を行なうことをいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

○松澤委員長 次に、内閣提出の医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○小林委員 昨日は、実は労働大臣の用事がありまして、夜おそらくまでかかったのでございました。帰つてしまいましてから、きょう党的指令で私が質問するという割り当てを受けておることに気がつきまして、若干この法律案に関する従前の速記録を、まあ寝ながらと書いては悪いのでありますけれども、軽い気持ちで読んでみたのであります。私は、実はこの従来の速記録を読んでみたいと思つておりましたことの内容を私は変更してしましました。これ一点だけ、ひとつ責任ある回答を得なければこの法案を通すべきではない。実はこういう結論を出したのでございまして、これは私だけではございません。きょう早々に参りました。それでいまここへ来たよな次第でございます。

その一点についてひとつ御質問申し上げます。が、ものの順序からいたしまして、この医療金融公庫法というのが初めて国会に提出されましたのは昭和何十年、自來今日に至るまでその後何回改正案が提出されておるか、経緯をまず伺つておきたいと思うのであります。

○大崎政府委員 医療金融公庫法が成立いたしましたのが昭和三十五年でございます。公庫の発足いたしましたのが三十五年の七月一日でござります。

年、八年、九年と、今年度を別にしても四回改正案が出たということになるのでござります。

○大崎政府委員 さようございます。

○小林委員 その四回の改正案に対する内容を概略お聞きいたしておきたいのであります。

○大崎政府委員 まず、昨年度から申し上げます

と、昨年度の改正がます二点ございまして、第一点は、それまで資本金の額が法律で定められておりましたものを、予算の議決いたしたものはそのまま公庫の資本金に加えられるというふうな改正が一点でございます。それから公庫の監事の機能を強化した改正が一点。二点の改正がございました。それまでの改正は資本金額の増加の改正でござります。

○大崎政府委員 御審議をいただきました中心点はいろいろあつたかと思いますが、私どもが感じております問題点のおもなものは、公庫の貸し付

を總裁にする、そういう形式だけの問題ならば、実際この委員会においては、こんな法案は一時間

か三十分で通つてもいいのだ、それが通ならいで

いておるわけであります。

○大崎政府委員 さようございます。

○小林委員 その四回の改正案に対する内容を概略お聞きいたしておきたいのであります。

○大崎政府委員 まず、昨年度から申し上げます

と、昨年度の改正がます二点ございまして、第一点は、それまで資本金の額が法律で定められておりましたものを、予算の議決いたしたものはそのまま公庫の資本金に加えられるというふうな改正が一点でございます。それから公庫の監事の機能を強化した改正が一点。二点の改正がございました。それまでの改正は資本金額の増加の改正でござります。

○大崎政府委員 三十一年度には、資本金の増加だけではなく、ちょっと答弁にうそがあります。

○小林委員 三十一年度には、理事長制度を

総裁制度に変更したのでございましょう。

○大崎政府委員 さようございます。

○小林委員 それはいまとあなたに教えてやつたところです。それでござります。したがつて過去四回の改正の

中で、その金額のみの改正は二回、あと三十九年度と三十七年度には内容の改正もあったわけ

です。しかし、その点はそれでいいといつたしま

す。しかし、その点はそれでいいといつたしま

られた、これが三十九年である。

私のお伺いしたいことは、そういう改正ではな

くして、三十五年度から昨年度までにおける四回の

改正の中でも、この委員会においてしばしば最も重

要點に論じられた——単に金額をふやす、理事長

を總裁にする、そういう形式だけの問題ならば、

実際この委員会においては、こんな法案は一時間

か三十分で通つてもいいのだ、それが通ならいで

ないと思います。

この委員会で何回も繰り返されて議論のかわきの

なかつた、一体審議の中心は何であつたか、議論

の中心は何であつたか、それを私はお伺いいたし

たいと思います。

この委員会で何回も繰り返されて議論のかわきの

なかつた、一体審議の中心は何であつたか、議論

の中心は何であつたか、それを私はお伺いいたし

たいと思います。

○大崎政府委員 御審議をいただきました中心点

はいろいろあつたかと思いますが、私どもが感じ

ております問題点のおもなものは、公庫の貸し付

を總裁にする、そういう形式だけの問題ならば、

実際この委員会においては、こんな法案は一時間

か三十分で通つてもいいのだ、それが通ならいで

ないと思います。

この委員会で何回も繰り返されて議論のかわきの

なかつた、一体審議の中心は何であつたか、議論

の中心は何であつたか、それを私はお伺いいたし

たいと思います。

この委員会で何回も繰り返されて議論のかわきの

なかつた、一体審議の中心は何であつたか、議論

の中心は何であつたか、それを私はお伺いいたし

たいと思います。

は大臣、どのように改めていただきますか。

○大崎政府委員 医療金融公庫は、御案内のよう

に中小企業金融公庫から分かれてできたものでござります。それから年金福祉事業団は、いわゆる地

方債の転貸をやっていたものの系統から生まれた

ものでございまして、おののの、医療金融公庫に

おいては私的医療機関、それから年金福祉事業団

におきましては公的な医療機関を融資の対象とい

たしておるわけでございます。したがいまして、

一方の年金福祉事業団におきましては、いわゆる被保険者に対する還元という趣旨も相まちまし

て、歴史的な沿革の理由から、当初貸し出しの条件につきましては種々の差があつたことは御指摘

のとおりでござります。私どもにおきましても、

その歴史的な沿革から差があるという点につき

ましては、若干やむを得ないものと考える点もあ

るわけでござりますが、しかし、同じ医療機関に

対する融資でござりますので、その条件につきま

してはできる限り同じように持つていただきたいと

いうふうに考えて、毎年度御審議をわづらわ

して、今日まで漸次利子その他の貸し出し条件につきまして改善をはかつているところでございま

す。本年度におきましても、前年度から改正をいたしましたが、このたびごとに御趣旨を尊重いたしまして、そのたびごとに御趣旨を尊重いたしまして、今日は得る限り同じよう持つていただきたいと

いうふうに考えて、毎年度御審議をわづらわして、今日まで漸次利子その他の貸し出し条件につきまして改善をはかつているところでございま

す。本年度におきましても、前年度から改正をいたしましたが、このたびごとに御趣旨を尊重いたしまして、今日は得る限り同じよう持つていただきたいと

いうふうに考えて、毎年度御審議をわづらわして、今日まで漸次利子その他の貸し出し条件につきまして改善をはかつているところでございま

す。

○大崎政府委員 いまあなたのおつしゅつた医療金融

公庫と年金福祉事業団と発生の由来が違うのだ、

やりますといふことをみんな答弁しておる。今度

反対だと言う者もございませんし、責任を持つて

おきたいと思うのであります。

片方は私的医療機関や済生会に貸しているのだ、だから発生事由も違うし、還元融資の関係もあるという理屈は、大崎さん、あなたに聞かなくてもいいんだ。こういうことはこの委員会で繰り返し議論され、論議し尽くした事実だ。そういう事実の上に立って、あとで私はみんな言いますよ、灘尾さんが何を言つた、当時の厚生政務次官の森田君が何を言つた、その次の厚生大臣の西村君が何を言つた、政務次官のだれが何を言つた、当時ここにいた中野委員長がこの問題に対して何を約束したか、そのあと田口君が何を約束したか、今度は三代目の委員長の松澤君がこれから約束しなくて、ちゃんとまぬと思うのだが、そういう何を約束したか、ちゃんとみんな速記録があるのでだから、それを私はあとで申し上げます。勘定帳を広げるよう読み上げますが、その読み上げる前にあなたに聞きなすけれども、いわゆる甲種、乙種に分けて、乙種の八分を七分にしましたとか、増改築に有利にしたとか、いろいろあります、いま少し、年金福祉事業團の六分五厘、あるいは大企業に対してもそれを七分にした、こっちのほうの公庫の甲乙の甲は六分五厘、乙は八分を七分にしめた、そのほか据え置き期間から、貸し付けの期限から、並べて比較して具体的に言つてください。そんなあいまいなことじゃなしに、比較一覧表にするようにきちっとひとつ話してください。

○大崎政府委員 年金福祉事業團と公庫の貸し付け条件の異同につきまして申し上げます。

第一点は、貸し付け対象から申し上げますと、公庫のほうでは薬局、助産所が含められておるわけでございます。

それから貸し付け限度額、これは年金福祉事業團と医療金融公庫とは差異がございまして、公庫のほうにおきましては所要額の八割が貸し付け率になつております。年金福祉事業團のほうは九割、ただし大企業のものにつきましては八割を限度とする、こういうふうなことになつておるわけ

次に、増改築、機械購入の限度額でございまして限度額を一応きめておるわけでございますが、年金福祉事業団には限度額がございません。ただし、これは両方も同じよう必要程度を貸すということです。これらは年金金融公庫には長期運転資金の貸し出しがございますが、年金福祉事業団にはございません。

それから、貸し出しの利率の問題でございますが、いわゆる甲種増改築につきましては六分五厘でございまして、両方の差は原則としてございません。乙種増改築につきましては、年金福祉事業団も医療金融公庫も今年度から変わりはございません。七分になったわけでございます。年金福祉事業団の日赤、済生会等、公的医療機関に対する貸し付け利率は七分でございます。

それから償還期限でございますが、償還期限そのものにつきましては、従来変わりはございません。

据え置き期間につきましては、これは変わりがござります。年金福祉事業団と医療金融公庫との間に変動がございます。たとえば、医療金融公庫につきましては据え置き期間が病院の場合は二年、診療所は一年となつておりますが、年金福祉事業団では、五年以内、三年以内となつております。ただしこれは、実効上はあわせて運用をいたしておりますわけでございますので、その差はございません。

それから標準面積の問題、これにつきましても、若干の差はございますが、実効上はほぼ同じでございます。

それから標準の建設費につきましても、区分の金額で定められておるわけでございます。

以上、大体御説明申し上げました。

○小林委員 なかなか巧みなことばが出てまいりましたが、法律上、政令上区分はあるけれども、実

効上区別がないということは「一体どういうことないですか、私はわからない。実効上区別がなかつたら、なぜこんなにやかましく言っていることを、法大系の上においても明らかに区別をなくしないのか。これはごまかしておいて、行政的にあなた方がそういう医療機関をいじめる材料にむしろ使われているとしかわれわれには考えられない。実際に差がないならば、なおさら同じにしたらいかがですか。

それから、乙種の新築、増改築について、どつちも七分七分というのは、これは間違いありませんか。年金福祉事業団のほうは六分五厘で、済生会とか日赤とか、大きなほうのだけが七分、その他は六分五厘じゃありませんか。それから、片方の八分を七分にされたというならば、一体いつから七分にされたか、今年の四月から七分にするというのか、これをひとつ明確に教えていただきたい。

それから据え置き期間が片方のほうは五年、三年だ、片方は二年、一年だというが、いわゆる実効上においては差はないという、これはどうしても私はのみ込めない。大蔵省来てますか。大蔵省の資金課長が来てるそうですが、あるいはあなた方は、大蔵省が頑迷で聞かないから、表面だけでは大蔵省の顔を立てて少し違うようにしているけれども、実際には大蔵省のほうには内緒でやりくりをしておるというか、同じようにしていいのかも。そういう行政事務の上で小手先の細工をしては何もならぬ。役所間のそついう小手先の仕事ならば、おやめになつたらよろしい。やはりきめられた規則どおりにおやりになればいいのであって、規則に矛盾あるならば、実効上に差はないなどと言わないで、ちゃんと規則を改めて正々堂々とおやりになればいい。一応いま私が申し上げました点に御答弁をいただきたいと思うのです。

○竹内説明

○竹内説明員 お答え申し上げます。

積算金につきましては、これは今回七分になつたわけでございます。これは新年度、四十年度から七分になつたわけでございます。ただし、年金福祉事業団の中には事業主病院等に対する貸し付けがあるわけでございます。これは従来どおり六分五厘、ただし、大企業については年七分というのがあるわけでございます。

○小林委員 大蔵省さん、いまの厚生省の御説明でおわかりになるよう、これはやはり差があるわけです。借りる病院がお客様を預かって病気をおなしてやろうという、そのお医者さんの客体に差があるわけなんです。これはあなたのところの大蔵大臣の答弁が又ありますよ。それからこの前の政務次官の纏綿さんも、ちゃんと明確に答弁をしていらっしゃるのです。はなはだ矛盾ですよ。大蔵省もこれを直しますということをちゃんと言つてはいる。直つていいじゃないですか。直つていいでしよう、同じになつていないじゃないですか。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

私の承知いたしておりますところでは、昨年の三月十三日の衆議院の本社労委員会におきまして、纏綿政務次官は滝井委員の御質疑に対しまして、「医療金融公庫の乙種増改築資金の貸し付け利率八分につきましては、昭和四十年度におきましては年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設する病院に対する貸し付け利率と統一をはかるよう検討をいたしたいと思います。」という答弁をされておるのでございまして、四十年度からの貸し付けにつきましては、乙種増改築の分を八分から七分に下げまして、片方、年金福祉事業団の貸し付け対象たる日赤、済生会等も同じく七分に合わせまして、両者の統一がはかられておるというふうに存じております。

○小林委員 あなた、それで答弁になつているとと思うの。年金福祉事業団のほうは、先ほども言うように六分五厘で貸しているけれども、その中で日赤、済生会等一部というのがあるかどうか知りませんけれども全部じゃない、そのものだけはひ

ひとつ七分にしてやろう——全部の改正じゃないでありますか。原則は六分五厘じゃないでありますか。六分五厘の中で例外的に七分のものを設けたのですか。片一方の医療金融公庫のほうは、いままで八分であつたけれども、これは四十年度は全部七分にするんですか。八分のほうを一分下げて全部を七分にするというのを原則的には、法律の上では五厘の開きがあるじゃないですか。約束が違うわけです。○竹内説明員 どうもよく御質問の意味がわからぬところがあるのですけれども、医療金融公庫の乙種増改築につきましては八分を全部七分に下げたわけでございます。片一方の日赤、済生会等におきましては……。

○小林委員 年金福祉事業団の貸し付けは幾らかと言つておられるんだ。六分五厘じゃないですか。

○竹内説明員 それは六分五厘でございますが、日赤、済生会等に対しましては七分でございます。昨年額額政務次官が御返事申し上げておりますのは、年金福祉事業団の貸し付け利率と同じようにして、年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設する病院に対する貸し付け利率と同一にするという返事をしておる次第でござります。

○小林委員 そこが君たちの小手先の答弁だと言ふんですよ。私どもが国会の中で数回も論じてきましたのは、済生会や日赤病院だけの利率と医療金融公庫の利率を同じにしろということを言つておるんじやないのです。年金福祉事業団で医療機関に貸し付ける利率と医療金融公庫が医療機関に貸付ける利率との間に一分五厘の差があるから、なぜそれを同一に扱わないかということをわれわれは数年間論議しているのです。君は、年金福祉事業団の利率の六分五厘の中から日赤、済生会だけ七分にして、こっちも七分になつたんだから同じだと言うのは、それを称して官僚の小手先の答弁だと言うんだ。そういうようなことではいかぬ。

同一にしないと言っているんだ。私どもは、あくまでも年金福祉事業團と医療金融公庫との条件、利率等を同一にしなさい。据え置きの期間も違うじゃないか。返還期間も違うじゃないか。同じですか。違うでしょ。二十五年と二十年じゃないですか。そこをひとつ明確に言っていただからなければならぬのですが、繭繭さんが、そういうようなあなたの言うように、済生会と日赤病院だけを同じようにいたしますなんという答申は、残念ながらここにないわけです。私がみんな読み上げましょうか。滝井君のは昭和三十九年三月五日だ。十三日のは君は滝井さんと言つたけれども、滝井君の質問じゃない。これは河野君の質問だ。そこが君も達つておる。みんな大蔵省はデマだ。滝井君の質問というのは三月五日なんだ。額顎政府委員は何と言つている。読んでみようか。先ほど来小林委員等からの御質疑も伺つておりましたが、年金福祉事業團と医療金融公庫との利率が非常に違つておる、さらにまた、医療金融公庫におきましても三つの段階によつてやつておられるのはけしからぬじゃないかといふ御意見であり、しかもそれに対しましては、厚生大臣以下政務次官等が、委員会において、できるだけ御趣旨に沿うように努力するという答弁をしたというような回答がございましたことを十分に拝聴いたしました。

いますが、しかしこれは、六分五厘、八分ある  
いは九分ということに区別したことも、大蔵  
省としては大蔵省なりにひとつつの主張があつた  
ことと思います。しかし、私といたしましても  
いろいろ検討をいたしましたが、なかなか大蔵  
省の主張も強いようございます。しかし、こ  
の問題はすでに数回委員会において論議され  
まつておることござりまするし、ただいま  
もお話しのように中小企業対策を革新的にやる  
というような声明をいたしました関係からいた  
しましても、何とか手を打たなければならぬ  
じやないかというふうに考えております。しか  
し、いままでのこの医療金融公庫の六分五厘と  
いうものはだんだんウエートが高くなつております  
まして、七七%ぐらいの程度までいっておるよ  
うに承知しておるわけでございます。したがい  
まして、当初から考えてみますと、平均的には  
利率は非常に低いと申してもなんですが、六分  
九厘ぐらいの程度まで下がつてまいつております  
して、こうした大蔵省が努力をいたしたこと  
も、おそらく今まで当委員会において論議さ  
れた皆さま方の御希望が、もちろん完全ではあ  
りませんが、漸次改善されておるということで  
ございまして、その点につきましては、大蔵省  
当局の努力もひとつ御了解願いたいと思うわけ  
でございます。しかし、ここまでまつておる  
ものでございまするし、政府出資というような  
問題もございまして、財政全体の考え方も考慮  
いたさなければなりませんが、ここまで当委員  
会において御熱心に討議されておる問題でござ  
いまするので、ぜひともひとつ皆さま方の御期  
待に沿うような、いわゆる前向きの姿勢のもと  
にこの問題を検討いたして、できるだけ早い機  
会に皆さま方の御期待に沿うような措置をとる  
ことをいたしたい、かように考えておる次第で  
あります。

三月十三日の河野委員に対する答弁なんどござりますけれども、そこはいまあなたが言つたようになんとお答えいたしました。その点につきましてただいまから、省略いたします。

第二番目といたしまして、貸し付け限度が個人、法人について差別のある点につきましては、単に個人、法人という開設主体による差別は多少の問題があることと存じますので、今後は病床数の多寡によることとして考慮いたしたいと思っております。

これは一体四十年度の法改正の上でどう改められておるか、あとで厚生省、大蔵省に聞きますよう。第三点。

第三の償還期間及び据え置き期間等の点につきましては、問題の性質上なかなか容易ではありませんが、昭和四十年度を目指といたしますて、できるだけ同一にするよう努力をいたしたいと存じます。

こういうことでございます。どうです、同一になりますか。

なお、先ほどの御質問の際におきましたも、医療公團は、御承知のように民間ベースに合わないために特に開設されたその趣旨に基づきまして、大蔵省としても毎年出資資金をふやしておりますが、もとよりほかの公團その他との関係もござりますし、また政府資金にも限度がございますので

云々。これはいいといったしまして、こういう三點を約束しておる。この第二点、第三点はどうなつていますか。

○大崎政府委員 三十九年度までは、これは新增改築、機械購入資金等を入れてございますが、

Digitized by srujanika@gmail.com

法人と個人とによりまして貸し付けの限度額が異なつたわけでございます。本年度からは、その個人、法人による貸し付けの限度額をやめまして、病床数によって貸し付けの限度額を定めたい、こうしたことでございます。

内容を申し上げますと、新增改築の場合におきましては、病床数四十床未満の病院につきましては三千万円、病床数四十床を超える病院につきましては五千万円、そういうふうな定めを原則としていたした。こういうふうに考えておるわけでござります。これは、私ちょっとと言ひ間違えましたが、三十九年度から実施をいたしておりまして、本年度においても同じように実施をいたしておるわけでございます。

それから機械購入資金につきましては、病院について病床数五十床未満の場合は限度額が五百万円でございます。病床数五十以上百床未満、これは病床数に十万円を乗じた額でございます。病床数百床以上は一千万円が限度額でございます。診療所については百万円、共同利用施設については三百万円、それから本年度から薬局、助産所の機械購入資金を対象といたしております。これが五十万円でございます。

○小林委員 いま一回聞き直しますが、機械購入資金は九分であり、運転資金も九分である。それが今度は、これだけ改良せられて一体幾らになつたのですか。甲種、乙種の区別は、御承知のところ、病床過剰地区と病床不足地区との区別によつて甲乙に分かれたのですけれども、その乙種の地区を七分にしたというのですから、いま言つておるのは機械購入資金や運転資金は一体幾らにしたのですか。

○大崎政府委員 これは九分でございます。

○小林委員 年金福祉事業團は幾らですか。  
○大崎政府委員 年金福祉事業團は、これは長期運転資金は対象といたしておりません。それから年金福祉事業團の機械購入資金につきましては、原則どおり六分五厘。それから大企業につきましては七分でございます。

なお、医療金融公庫におきましても、原則は九分でございますが、特定の医療機械等につきましては、これを八分にいたしておるわけでございます。

○小林委員 そこで私は、中野委員もお見えになつておりますから、先ほどの本論に返りまして、難尾元の厚生大臣、当時の政務次官は森田厚生政務次官です。その次には西村厚生大臣が出て、森田政務次官は前に約束しているのです。

「三十七年から三十八年を経過していまでも言つて、この前にも法制局から来ていただきませども、依然として年金福祉事業團が病院に貸せる金は、六分五厘で全部貸している。一部は、済生会と日赤だけは改められたと言うのだけれども、原則としては、法律の上では改められていない、六分五厘で貸しておる。「ところが、同じ厚生省管轄でありながらも、医務局の扱つておる医療金融公庫の金は、六分五厘があり、八分があり、九分があるという、こういう三本にも四本にもなつて金が貸されている。これははなはだしい矛盾でございまして、これを改めなければならぬといふことを確信をいたし、最善の努力を払います、こういう答弁をしておられる。渡海政務次官は、同じく三十八年の三月六日の社会労働委員会の会議録第十七号の一ページ、「現在の標準が、大体運営面におきまして八割というふうな限度額で押えておるということを聞いておりますが、利率の面におきましては、現在八分と六分五厘といふことでやつておりますが、私はこれはむしろ全くのままだまされてきて、これで一体国会の実情のようないふな審議が行なわれていると言わればならないかと思います。」それが進行していない。一年くらいの公約違反なら私もがまんしましょ、三年も四年もから手形を持たせられては、こうやってそのままだまされてきて、これで一体国会の実情のようないふな審議が行なわれていると言わればならないかと思います。」それが進行していません。」そこで私が、「そういたしますと、この委員長にその努力の引き継ぎがありましたから、ひつと中野委員長と同様に、党内外に對して田口委員長は、「引き継ぎを受けておりません」としては何も努力をされなかつたということです。

○松澤委員 そこで私は、中野委員もお見えになつておる。それで厚生大臣に移りますけれども、いまは委員長、政務次官の話なんですね。大臣のほうはもつと明確に答えられておる。

なつております。これがでけています。そこで、松澤現委員長にお伺いをいたしますが、この問題について田口前委員長から申し送りたします。」こういうことを言っておる。ここで次に来た委員長の田口君がこれにどう答えておるか、田口君も約束しております。これは笑いごとなつておらずよ。重大な問題です。だから国会の審議が、同じことをこの委員会で三年も四年も繰り返しておる。われわれが心魂を傾けて汗を流して真剣にやつておることを、あなた方は馬耳東風で、国民の負託を受けて国会議員と聞き流しておる。国民の負託を受けて国会議員の生活をやること、私もまさに十三年だ。だってやれども、依然として年金福祉事業團が病院に貸せる金は、六分五厘で全部貸しているのです。

○小林委員 そこで私は、中野委員もお見えになつておる。それで厚生大臣がお尋ねをいたしたいと思います。

○松澤委員長 何も聞いておりません。

○小林委員 こんなに私どもが真剣にやることが、委員長がかかるたびに泡沫のごとく消えていくといふことは、委員会の審議に非常に支障を来たすというのを私は非常に残念に思います。この問題は、この前にも法制局から来ていただきまして、こういう問題について法的根柢について質問をしておる。これは法律上一体引き継ぎの責任がありますのかないのか、政治的に一体引き継ぎの責任があるのかないのかという質問に対して、法律上は責任はございません——これは法側局の見解は正しい。けれども、政治的にはこれは責任はありません。同じ政党なんだから、自民党ですから、あります。同じ政党なんだから、自民党ですから、それはいかに寛大にして忍耐強い小林進といえども、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。『これは当然委員長に引き継ぎがれて、その努力も、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。』『これは当然委員長に引き継ぎがれて、その努力も、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。』『これは当然委員長に引き継ぎがれて、その努力も、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。』

○松澤委員長 そこで私は、中野委員もお見えになつておる。それで厚生大臣に移りますけれども、いまは委員長、政務次官の話なんですね。大臣のほうはもつと明確に答えられておる。

なつております。これがでけています。そこで、松澤現委員長にお伺いをいたしますが、この問題について田口前委員長から申し送りたします。」こういうことを言っておる。ここで次に来た委員長の田口君がこれにどう答えておるか、田口君も約束しております。これは笑いごとなつておらずよ。重大な問題です。だから国会の審議が、同じことをこの委員会で三年も四年も繰り返しておる。われわれが心魂を傾けて汗を流して真剣にやつておることを、あなた方は馬耳東風で、国民の負託を受けて国会議員と聞き流しておる。国民の負託を受けて国会議員の生活をやること、私もまさに十三年だ。だってやれども、依然として年金福祉事業團が病院に貸せる金は、六分五厘で全部貸しているのです。

○小林委員 そこで私は、中野委員もお見えになつておる。それで厚生大臣がお尋ねをいたしたいと思います。

○松澤委員長 何も聞いておりません。

○小林委員 こんなに私どもが真剣にやることが、委員長がかかるたびに泡沫のごとく消えていくといふことは、委員会の審議に非常に支障を来たすというのを私は非常に残念に思います。この問題は、この前にも法制局から来ていただきまして、こういう問題について法的根柢について質問をしておる。これは法律上一体引き継ぎの責任がありますのかないのか、政治的に一体引き継ぎの責任があるのかないのかという質問に対して、法律上は責任はございません——これは法側局の見解は正しい。けれども、政治的にはこれは責任はありません。同じ政党なんだから、自民党ですから、それはいかに寛大にして忍耐強い小林進といえども、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。『これは当然委員長に引き継ぎがれて、その努力も、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。』『これは当然委員長に引き継ぎがれて、その努力も、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。』『これは当然委員長に引き継ぎがれて、その努力も、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長の言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対し、こういう答弁をしておられたのです。』

任をお感じになりませんか。これでよろしいとお考えになりますか。こんなことで国会がこんな法律を通したのです——これは私個人の問題ではない。国会の構成それ自体に関する重大問題と私はありますので、この問題は、私情は私情、私はあなたと個人的には非常に親しいのでありますし、まさに兄弟友人の仲先輩後輩の仲であります。うけれども、世の中に泣いて馬謖を切るということばがあります。小林進は、私情をもって公などを誤るわけにはまいりません。断じてこの問題ではほこをおさめるわけにはいかないのでありますとして、私は大臣の責任ある答弁をお願いいたします。

正は何回行なわれたかということをお尋ねした。四回改正せられておる。その四回における論議の中心はみんなこれだけだ。この問題で改正のたびに同じ論議を繰り返しておる。そうしているにもかかわらず、大臣はさらに努力をするとおっしゃることは、これは改正のたびに言われたほかの大臣の御答弁よりも、もつと後退しているなまぬるい御答弁です。

私はそれで最後に申し上げますけれども、ここにはいらっしゃいませんが、この法案を上げる昨年の三月十三日の最後に、与野党の理事がもみ抜いて、われわれはどうしてもこの法案を上げることができない、この先、断じてもうこういうことはいたしませんから、そのためこういう附帯決議をつけて、附帯決議は必ず実行いたしますからこの法案を通してく、こう言われて、附帯決議を三派の合同で出しておる。その附帯決議を代表して読みましたのが、いまいらっしゃいませんけれども、栗山秀先生でございましました。栗山秀先生がこのように附帯決議を読んでおられる。「私は、」——私はというは栗山秀委員であります。「自民、社会、民社三派共同提案にかかる医療金融公庫法の一部改正法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。医療金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 年金福祉事業団は、日赤、済生会等公的医療機関の増改築資金等をその融資対象としているが、その貸付利率等貸付条件は、医療金融公庫のそれとなお相当の相違が認められる。従って最も近い将来において、「」——これは私どもは断じていかぬ。社会党は期限を付しておるので。けれども、期限を付してまでも厚生省を縛ることは信頼感の問題だから、絶対間違いないからその何月何日という期限だけは厚生省を信頼して削除してこれとということで、そこで私どもが一步譲歩いたしまして、「最も近い将来」ということばに改めた。「最も近い将来において、両者の貸付利率その他貸付条件を統一すべきである。 本決議案の内容は、本委員会の質疑応答において明らかであり

までの御賛成をお願いいたします。(拍手)そこで、  
「○田口委員長 本動議について採決いたしました。  
本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立  
を求めます。「総員起立」○田口委員長 起立  
総員。よって、本案については、栗山秀君外二名  
提出の動議のごとく附帯決議を付することに決し  
ました。この際、小林厚生大臣より発言を求め  
られておりますので、これを許します。小林厚生  
大臣。○小林国務大臣 ただいまの御決議の趣  
旨を尊重して善処いたしたいと存じます。」こう  
いうことで終わっております。

時間の関係もござりますから、あとはひとつい  
ま一時間ばかり利用いたしまして、次に問題を変  
えますが、一体資金の需要額は——資金の需要額  
というよりは、問題の角度を変えて、公的医療機  
関、私的医療機関を通じまして、三十八年度から  
九年度でよろしくございますが、一体一年間に  
行なわれる医療投資と申しますが、この設備の  
改築、新築等にどの程度の資金が投資をせられて  
おるものか、お伺いをいたしたいと思うのであり  
ます。

○大崎政府委員 三十九年度の医療機関関係整備  
の投資額は、総額にいたしまして、四百六十九億で  
ございます。ただし、これには私的医療機関の自  
己資金によるものは入っておりません。したがい  
まして、三十九年度で申し上げますと、四百六十  
九億に私的医療機関の自己資金を加えた額でござ  
います。

○小林委員 そうすると、四百六十九億円は、そ  
の私的医療機関でも、金融公庫や年金事業等、政  
府資金等を借り入れているものがこの四百六十九  
億の中に入っている。たとえていえば、医療金融  
公庫の金を借りるにしても、二割は自己負担しな  
ければならないというが、その二割というのは、  
ほとんど銀行の借り入れ金ですね。そうすると、  
この銀行の借り入れ金等は、この中に含まれてい  
ないのですね。

○大崎政府委員 含まれておりません。

○小林委員 そこでお伺いしますが、しかばこ  
の四百六十九億円の中で、国立病院、診療所等に  
対する投資、それから公的医療機関の、県立だと  
か、できれば公共企業体等に対するところの投資  
額、それから私的医療機関に対する投資額、三つ  
に分けて、その区分をお聞かせ願いたいと思うの  
であります。

○大崎政府委員 総額が四百六十九億でございま  
す。そのうち、国のみずからが行ないますものが、  
総額百四十七億でございます。さらにそれを区分  
いたしまして、厚生省所管の国立病院、国立療養  
所等への投資が、七十五億でございます。それか

らその他の各省が三十九億、国有鉄道、電気等、  
公社が三十二億でございます。それから地方公其  
団体、その他日赤、済生会のいわゆる公的医療機  
関の投資額が、百四十八億でございます。それか  
ら社会保険関係団体、それが二十五億、それから会

○小林委員 その他百三十七億円の中には、主として開業医等が公庫等を通じて借り入れた金が含まれているわけでございますか。

○大崎政府委員 他の百三十七億の内訳は、医療金融公庫の百三十五億が大口でございます。したがいまして、私的医療機関でございます。

○小林委員 三十九年度の総医療費というものは概算九千億円になつておりますか。ちょっとお伺いします。

**○大崎政府委員** いまちょっと調べましてお答え  
します。

○小林委員 大体総医療費は九千億内外 百億から九千億近くのものと推定せられるのであります。が、そういたしますと、そのうち総医療費に対する四百六十九億が医療機関に投資をせられておるという勘定でござりまするから、総医療費の大体五%強が医療機関の新、増改築等に使われている、こういうふうに目途を定めてよろしくうございますか。

○大崎政府委員 三十九年度の総医療費がまだ計算をいたしておりませんが、推定から考えますと、約五%程度になるかと思います。

○**神田国務大臣** 医療機関の設備でございますが、投資が一体何%が医療費に比べて至当かといふ点をひとつお伺いいたしておきたいと思うのであります。

ることは、計算のしかたもあれば、いろいろこれ  
は議論があることだと思います。しかし、いまお  
かれがございましたように、現に行なわれている  
のが、計算的な数字で見ると五%くらいしかな  
い、こういうことでいいかどうかということですご  
ざいますが、私も概数觀察から申しまして、五%  
じゃ少ない、こういう感じでございます。しかる  
ば一体どの程度がよろしいかということになる  
と、これは議論もございますが、五%では十分な  
医療機関のサービスとして、そうして将来の方向  
に向いていくということは、どうも他の施設等に  
比べてたいへん立ちあくれているのじゃないか。  
これはやはり適当な機会にもつと上げたい、今度  
そういう意向でございましたが、いろいろ資金上  
の問題等ございまして、十分でなかつたことを遺  
憾に思っております。

ることは、計算のしかたもあれば、いろいろこれ  
は議論があることだと思います。しかし、いまお  
かれがございましたように、現に行なわれている  
のが、計算的な数字で見ると五%くらいしかな  
い、こういうことでいいかどうかということでござ  
いますが、私も概数検察から申しまして、五%  
じゃ少ない、こういう感じでございます。しから  
ば一体どの程度がよろしいかということになる  
と、これは議論もございますが、五%では十分な  
医療機関のサービスとして、そうして将来の方向  
に向いていくということは、どうも他の施設等に  
比べてたいへん立ちおくれているのではないか。  
これはやはり適当な機会にもつと上げたい、今度  
そういう意向でございましたが、いろいろ資金上  
の問題等ございまして、十分でなかつたことを遺  
憾に思っております。

あるけれども、こういう医療施設とか医療をする建物、設備の貧弱さというのは世界に恥じないかと思つておるのであります。いまお話しのとおり、国立病院、国立診療所等に政府みずからが投資をされる金額はわずかに百四十七億円だ。したことでは皆の陸軍病院や海軍病院等、戦時中のあのボロ病院がいつ一休更新されて近代病院になるのが見通しもつかない。もう少しこちらのほうへ私は力を注いでいかなければならぬと思うのであります。

時間もありませんから、まあそちらは省略をいたしまして、医療金融公庫の問題について言い得ることは、主としてこの金は民間の私的医療機関に貸し付けられる金でございますが、この私的医療機関に対する貸し付けも、一休需要額と供給額はどんな比率になつておりますか、三十九年一度をお知らせ願いたい。

○大嶋政府委員 三十九年度の借り入れ申込は、受理額が三百十八億でございます。その内訳は、前年度の繰り越し分八十七億、新規受理分が二百三十億でございます。それから貸し付け決定をいたしました額が百六十一億でございます。これが昨年の十二月末現在の数字でございます。

○小林委員 これは私の資料は違っておりますか。な。三十九年度の借り入れ申し込みが一万八千三

百五件、七百五十二億二千五百五十五万円。貸しき付け決定というのはちょっとおかしい、まだ三十九年度終わつたわけではありませんから。いままであれでは、そのうち一万四千三百二件、総額四百七十九億六千三百九十万円というのは、これは違いますかな。

○大崎政府委員 資料でも差し上げてございますが、昨年十二月末現在の数字は、金額にいたしまして、借り入れ申し込みの受理が三百十八億でござります。それから、それに対しまして貸し付け決定をいたしました額が百六十一億でございます。

○小林委員 再び調べてみまするまであなたの方の資料を正しいものという仮定の上において申し上

それによりますると、申し込みに対する決定額の比率はどのくらいになりますか。需要に対する供給額です。申し込みに対する貸し付け額。その比率がどれくらいになりますか。

○大崎政府委員 十二月末現在のところ、借り入れ申し込み受理額に対しまして約半分の決定をいたしておりますのでございます。

○小林委員 たしか三十八年度は七〇%を凌駕しましたはずでありますけれども、そうすると三十七、八年時代の実績に照らし、三十九年度は非常に貸し付けの比率が下がっているな。これは改悪の形に、うる向きの形に進んでいると見なければならぬ。これはどうでありますか。

○大崎政府委員 三十九年度の新規の借り入れ申し込みは三百三十億でございまして、それが実は相当大きな額になつてることは先生御指摘のとおりでございます。したがいまして、資金との関係で若干資金繰りが苦しくなつてることも御指摘のとおりでございます。

○小林委員 セつからく制度を設けて、軌道に乗つて、これでひとつ新しい機関や設備を設けて国民の医療に奉仕しようというかまえが出ておるにもかかわらず、だんだん希望に対し満たされる比率が減つてくるというのは、私は行政としてはずいぶんやないかと思うわけです。別荘でもつくるとか、あるいは娛樂場をつくるというなら、これはだんだん申し込みを制限して比率を下げていくのもいいだけれども、医療機関等、人間の生命と健康に関するものの比率を年々下げてくるといふのは、これはどうも感心できない。これは申し込みの金額があえたかもしません。あえたとしたならば、なるほど今年度の要求額に応じてその申し込みに見合うような予算を組んでいただかなければならぬと私は思うのであります。これが申しがむずかしくなり、申し込んでもなかなか借り

られないということを聞きます。なるほど統計にあらわれている。これはたいへんなことだと思いますが、どう一体これを解決されるか。これは大臣にお聞きしなければならぬな。

○大崎政府委員 医療金融機関の貸し付け原資につきましては、わが国の医療機関の現状からいへば私どもできるだけ多くいたしたいと考えまして毎年努力いたしてゐるわけでございますが、財政上その他の都合によりまして、実は十分であるというところまで参つていなかつてございます。しかしながら、三十五年の貸し付け原資は三十億でございまして、それから累年増加をさせておりまして、過去三年間を見てみますと、三十八年度では貸し付け原資が百十億、三十九年度は百三十五億、四十年度は百七十億ということで、それ相当に増加をさせているつもりでございますが、なお努力の足りないところは認めざるを得ないわけでありまして、今後とも努力をいたしたい、かくようには考えております。

○小林委員 私は先ほどから日本の医療機関の建物、設備、内容等が先進国に比較して非常に貧弱であるということを申し上げた。それをどう改めしていくかということに対しては、やはり現制度の中には三つの柱を立てて、それを充実していく以外にはないと思う。一つは先ほど申し上げましたように、やはり国立病院、基幹病院といいますか、この基幹病院、並びにそれを取り巻く地方における公的基幹病院、こういうものの配置、配合等を考慮しながら、これをひとつ完成をしていく、第二番目には、この医療金融公庫の活躍に基づいて、民間の医療機関の要望に沿うように行行政の面で努力をし、金融の面で努力をしながらこれを解決していく、これは第二番目の柱です。ところが私が申し上げるまでもなく、医療金融公庫が借りる民間の医療機関というものは、主として会に集まる、これは独立採算制ではありませんけれども、そろばんに合わぬ医療機関はだれも金を借りて一年八分もするような高い金利でもつてとてもこれは金を借りられるものではありません

ん。したがって、僻地や無医村地区や患者の少ない地区には、この医療金融公庫の貸し付けといふものは、ゼロとはいしませんけれども、たいして著しい効果を上げるわけにはいかない。そこで無医村地区や僻地地区における医療機関や医療設備の充実ということでも、これはまた別個の立場で考えてもらわなければならぬ。この三つの線をそれぞれの特質を生かしながら行政的に指導し、便宜を与えて国民の健康を保持していくといふ方針を進めていかなければならぬ。私どもは医療金融公庫の問題に関係して、いまこの三つの柱の一つである民間の、特に都会あるいは患者が集中しておる地区的医療金融公庫の対象となり得る民間設備のことをお伺いいたしましたのであります。が、この際、僻地地区、無医村地区における医療機関の充実というものを一体どういうふうに考えられておるのか、お伺いいたしておきたいと思うのであります。

○小林委員 時間もありませんから、僻地医療の問題は、私、日をあらためてひとつ大臣にお伺いしますけれども、一体厚生省は僻地医療や無医村地区の解消のために本腰を入れておやりになつておるかどうか、私は実はその真意を疑つておるのです。ほんとうに国立や公的医療基幹病院を中心にして、それから枝葉が立つようにやるという不動の計画表をちゃんとお持ちになつておられるのかどううか。国会の答弁では、よくそういう基幹病院だの、やれ道路改修だの、船をつくるの、ヘリコプターをどうのとかいう話だけは聞いておりますけれども、予算にあらわれてくるのはヘリコプターの一機や、だるま船の一隻や二隻だけ、そんなことは、無医村の解消が、それこそ百年たつて解消するのか、千年たつて解消するのか、墓場の中に入つてコケむして、もう孫もひ孫もいなくなつてから無医村地区の解消が軌道に乗つてくるのじゃないか、私どもはそんな長い話をしているのじゃない。今日この时限において、一体そういう僻地における人たちの健康をどう保障しているかということをお話し申し上げている。この点はいずれ場所を改めて、詳しい資料を御提供申し上げなががら御質問申し上げたいと思うのでありますか、きょうはこれを省略して、主としてそういう公的医療機関の整備の問題についてお尋ねいたしますが、これも参考までに聞くのです。

のが趣旨でございます。したがいまして医療金融公庫等の融資もほぼそれに沿つて融資基準が算定されておるわけなのでござります。したがいまして、その省令を中心といたしまして公的医療機関の適正配置につとめておるわけでござります。公的医療機関の適正配置の中では、私ども厚生省におきまして最も中心的と申しますか直接やつておりますものは、先生が先ほど御指摘になりましたよう、国立病院、国立療養所の適正配置でございます。国立病院につきましては、これは基幹十病院についてほぼ整備を終わりまして、その準基幹的な地位にあります他の三十病院につきまして目下整備を進めておるわけでござります。それから療養所につきましても、基幹療養所につきまして整備を進めておりまして、他の公的医療機関との連繫をはかりまして十分な考慮をいたしておりますのでござります。そのほかいろいろ公的医療機関に対する国の補助金もあるわけでございまして、それらの補助の際にそれぞれ適切な指導をしておるわけでござります。大体そういうふうなことでやつておるわけでござります。

○大崎政府委員 融資基準につきましては、まず病院でございますが、一般病床と精神病床と分け申し上げます。

一般病床につきましては人口三十万以上の市、特別区、これが一万分の五十五を基準としております。それから人口十万以上三十万未満の市、これは一万分の五十、人口五万以上十万未満の市町村、これが一万分の四十五、人口五万未満の市町村、これが一万分の三十三。精神病床につきましては、これは從来一万分の十八でございましたが、新年度から一万分の十九にいたしたい、かよう考へております。

それから診療所でございますが、一般診療所と歯科診療所と分けて申し上げますと、一般診療所と歯科診療所とで、人口三十万以上の市、特別区、これは千二百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市、これが千五百分の一でございます。それから人口五万以上十万未満の市町村、これが一千六百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村が千七百分の一でございます。歯科診療所につきましては、人口三十万以上の市、特別区、これが二千五百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市、これが三千分の一でございます。それから人口五万以上十万未満の市町村、これが三千三百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村、これが三千五百分の一でございます。

いま申し上げましたが、いわゆる病床不足地の一つのメルクマールでございます。それから改築等につきましては、これはその地区を問わないわけでございます。

○小林委員 私は、この比率は義務教育のよう 強制的なものじゃない、一つの標準を示しただけ でございますから、それほど重要なことは考へないの であります。しかし、その書かれた基準といふのは定数制ということと、大体義務教育に関する 限度の政令に似ているところがあります。こうい う形でいかれると、私がさつきいたした僻地僻村地区など、いうものは病床の割当数がなくなってしま

う。そこでこういう基準をおつくりになるときに は、そういう僻地僻村のためにやはり特別の考慮 が出てこなくちゃならぬですよ。ありますか。私が 特別区、これが一万分の五十五を基準としており ます。それから人口十万以上三十万未満の市、こ れは一万分の五十、人口五万以上十万未満の市 町村、これが一万分の四十五、人口五万未満の市 町村、これが一万分の三十三。精神病床につきまし ては、これは從来一万分の十八でございましたが、新 年度から一万分の十九にいたしたい、かよう考へておられます。

それから診療所でございますが、一般診療所と歯科診療所と分けて申し上げますと、一般診療所と

歯科診療所とで、人口三十万以上の市、特別区、これは千二百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市町村、これが一千六百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村が千七百分の一でございます。歯科診療所につきましては、人口三十万以上の市、特別区、これが二千五百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市、これが三千分の一でございます。それから人口五万以上十万未満の市町村、これが三千三百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村、これが三千五百分の一でございます。

それから人口五万以上十万未満の市町村、これが一千六百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村が千七百分の一でございます。歯科診療所につきましては、人口三十万以上の市、特別区、これが二千五百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市町村、これが一千六百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村が千七百分の一でございます。

○大崎政府委員 一般病床の定め、たとえば人口五万未満の市町村につきましては限度が一万分の三十八でございますが、私どもの承知しております実情によりますと、これららの地区におきましては十分病床の余裕があるわけでございまして、お建てになるというふうな方がござりますれば、公庫のほうにおきましてもこれは優先的に融資申し上げるというふうな方針であるわけでございます。

それから公庫の特例というものがございまして、たとえば診療所を設置しようとする場所を中心といたしまして、半径二キロメートルの地域内に病院または診療所が全くない場合には、これは有利に取り扱うような方途も講じておるわけあります。しかしながら、かような地区におきましても、い、どうぞそのようにぜひお願ひいたしたいと思

います。それでは、松澤委員長からもう質問をやめたたらどうかという催促の紙が来ておりますので、用意してまいりました質問を半分ぐらいにしておきますが、いま一問にして終わりましょう。これは参考までに聞いておきましょう。

現在、国立病院、国立診療所が幾らあるか、この統計。それからあわせて、日本の病床数の総計が幾ら。政府は何か五年計画か六年計画をお持ちになつていいようありますけれども、その到達年度における病床の総数をどれくらいと予定をせられておられるか。しかもその病床の総数の中に、一年もな答弁を得れば、一応本日のところは質問を打ち切ることにいたします。

○大崎政府委員 これは数年間ふえていていますか減つてますか。国立病院と国立療養所の数は数年間の趨勢としてふえておりますか減つておりますか。所でございます。それから入院が約五万八千程度あります。病院の数は八十七カ所でございます。それにガソリンセンターを加えまして八十八カ所になります。

○小林委員 これは数年間ふえていていますか減つてますか。国立病院と国立療養所の数は数年間の趨勢としてふえておりますか減つておりますか。所から國病に転換したような事情がございまして、その間若干の異動はございます。

○大崎政府委員 異同はございません。ただ療養

う。そこでこういう基準をおつくりになるときに は、そういう僻地僻村のためにやはり特別の考慮 が出てこなくちゃならぬですよ。ありますか。私が 特別区、これが一万分の五十五を基準としており ます。それから人口十万以上三十万未満の市、こ れは一万分の五十、人口五万以上十万未満の市 町村、これが一万分の三十三。精神病床につきまし ては、これは從来一万分の十八でございましたが、新 年度から一万分の十九にいたしたい、かよう考へておられます。

それから診療所でございますが、一般診療所と歯科診療所とで、人口三十万以上の市、特別区、これは千二百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市町村、これが一千六百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村が千七百分の一でございます。歯科診療所につきましては、人口三十万以上の市、特別区、これが二千五百分の一でございます。それから人口十万以上三十万未満の市町村、これが三千分の一でございます。それから人口五万以上十万未満の市町村、これが三千三百分の一でございます。それから人口五万未満の市町村が三千五百分の一でございます。

○大崎政府委員 一般病床の定め、たとえば人口五万未満の市町村につきましては限度が一万分の三十八でございますが、私どもの承知しております実情によりますと、これららの地区におきましては十分病床の余裕があるわけでございまして、お建てになるというふうな方がござりますれば、公庫のほうにおきましてもこれは優先的に融資申し上げるというふうな方針であるわけでございます。

それから公庫の特例というものがございまして、たとえば診療所を設置しようとする場所を中心といたしまして、半径二キロメートルの地域内に病院または診療所が全くない場合には、これは有利に取り扱うような方途も講じておるわけあります。しかしながら、かような地区におきましても、い、どうぞそのようにぜひお願ひいたしたいと思

います。それでは、松澤委員長からもう質問をやめたたらどうかという催促の紙が来ておりますので、用意してまいりました質問を半分ぐらいにしておきますが、いま一問にして終わりましょう。これは参考までに聞いておきましょう。

現在、国立病院、国立診療所が幾らあるか、この統計。それからあわせて、日本の病床数の総計が幾ら。政府は何か五年計画か六年計画をお持ちになつていいようありますけれども、その到達年度における病床の総数をどれくらいと予定をせられておられるか。しかもその病床の総数の中に、一年もな答弁を得れば、一応本日のところは質問を打ち切ることにいたしました。

○大崎政府委員 まだこの辺ようやく序の口でありますか。国立病院と国立療養所の数は数年間の